

(参考) 東日本大震災における応援に関する資料について

○東日本大震災東京都復興支援総合記録誌(平成23年3月11日から平成26年3月31日まで)

第2章 第1節(14ページ)

【職員の短期派遣】

被災地では、避難所に避難民があふれ、義援物資の仕分け・搬入等を担う人員も不足しており、都は平成23年4月2日以降、特に被害が大きく行政機能が著しく低下していた宮城県南三陸町、石巻市、気仙沼市及び岩手県陸前高田市に一般行政職員の短期派遣を開始した。

被災地の状況は刻々と変化し、支援業務は当初の避難所支援から、り災証明書発行業務などへと移行した。

※発災から22日後

※岩手県内、宮城県内への派遣の詳細については第3章にそれぞれ記載

○地方公務員月報(平成24年3月号) 東日本大震災における人的支援について

地方公共団体においても、地震の発生直後から被災地方公共団体の情報収集を行うための先遣隊の派遣などが開始され、被災地方公共団体の甚大な被害状況が徐々に明らかになるにつれ、地方公共団体による自主的な支援が積極的に行われ、専門性を持った職員のほかに、避難所の管理運営業務や各種免除申請等に必要となるり災証明書の発行事務など、一般事務職員が行う業務についても職員派遣が行われた。

そのような中、地方公共団体間における自主的な支援に加え、広域的な体制による被災地方公共団体への人的支援の必要性が高まったため、総務省において、被災市町村への支援を検討していた全国市長会及び全国町村会の協力を得て、全国の市町村からの被災市町村への職員派遣を支援する体制を構築することとなった。まず、平成二三年三月二二日付け総行公第二一号総務省自治行政局公務員部長通知「東北地方太平洋沖地震に係る被災地方公共団体に対する人的支援について」(資料1。以下、「三月二二日付け部長通知」という。)を各都道府県知事・各指定都市市長宛に発出し、全国の地方公共団体に対し被災地方公共団体への職員の派遣について、格別の支援及び協力を要請するとともに、職員を派遣する場合の取扱いについて、短期の職務命令による派遣の扱い(公務出張)によることは適当であること、中長期にわたって職員を派遣する場合には、地方自治法第二五二条の一七に規定する職員の派遣によることが適当であること、地方公共団体の被災地域への応援に要する経費については、特別交付税措置を講じることとしていることを示した。

そして前述の人的支援の体制に基づき、同日付け公務員課事務連絡「東北地方太平洋沖地震に係る人的支援の要望について」(資料2)を青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県及び千葉県の市町村担当課宛に発出し、被災市町村からの職員派遣の要望の調査を行った。被災市町村からの派遣要望は、いったん三月二九日現在で取りまとめられ、三月三〇日に総務省内で派遣要望人数の公表を行った。被災市町村からの職員の派遣の要望を受け、全国の市区町村に対する派遣の申出の照会が全国市長会及び全国町村会を通じて行われ、四月八日に被災県市町村担当課への一回目の派遣申出の伝達が行われた。

※発災から28日後